

# 担当者限り・配布厳禁

## I-2-(2) 農林水産業における事業者支援

【新型コロナウイルス感染症への対応】

### 予算額3億28百万円（一）

新型コロナ事業者支援緊急対策事業（農産園芸）〔農産園芸課〕  
新型コロナ事業者支援緊急対策事業（畜産）〔畜産課〕  
コロナに負けないくまもとジビエ消費拡大支援事業〔むらづくり課〕  
くまもとの魚学校給食等提供推進事業〔水産振興課〕

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う外食需要の減少等により、県産農林水産物の価格低下や在庫増加などが発生
- 影響を受けている生産者や関連事業者の経営継続に向けて、新たな販路拡大や販売力強化等の取組みを緊急的に支援

### 米・園芸作物

#### <現状・課題>

#### (1) 県産米販路拡大緊急支援事業

- コロナ禍で需要が低下し、県外産米が低価格で米市場に流入
- 外食産業の営業自粛の影響から、需要が低下し、R2年産米が在庫化  
⇒ 県産米の販路拡大と在庫米の消費拡大

#### (2) 冬春トマト所得回復緊急対策事業

- 新型コロナの影響で販売が低迷し、共販では、販売額が最大2割減少
- 高温期の黄変果の発生による果実品質低下も加わり、消費地での評価の低下と販売単価の低迷が更に進行  
⇒ ほ場段階における黄変果の発生軽減対策

#### (3) 園芸産地販売力強化緊急対策事業

- 外食産業の営業自粛の影響から、農産物の単価が急落
- 所得の減少（販売額1割減少 ⇒ 農業所得3割減少）で必要な販売対策が困難  
⇒ 新たな販売先の開拓や販売促進による販売力の向上

#### <事業概要>

#### 新型コロナ事業者支援緊急対策事業（農産園芸）

○ 全体事業費：3億72百万円（県事業費2億37百万円）

○ 事業内容

#### (1) 県産米販路拡大緊急支援事業（1億35百万円）

- ① 県産米の販売促進およびPR活動等を支援 75百万円（定額）
- ② R2年産県産米（在庫米）の消費拡大を支援 60百万円（定額）

#### (2) 冬春トマト所得回復緊急対策事業（32百万円）

新型コロナの影響で販売が低迷した産地の黄変果対策に有効な遮光ネットの導入を支援

#### (3) 園芸産地販売力強化緊急対策事業（70百万円）

緊急事態宣言等により影響を受けた園芸産地の販売力強化に向けた取組み支援

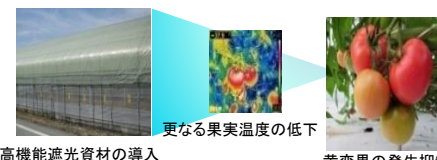
○ 負担割合

- (1) 県10/10 (2) 県1/3、事業主体2/3 (3) 県1/2、事業主体1/2

○ 事業主体

- (1) JA経済連 (2) JA、生産者の組織する団体 (3) 農業団体等の生産者部会、生産法人等

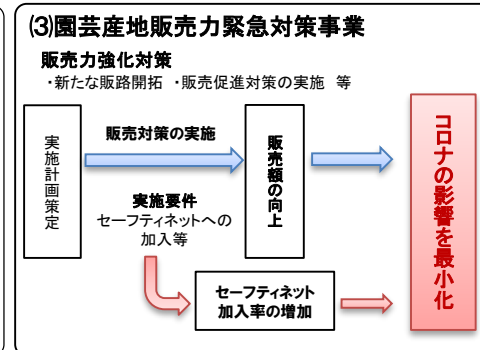
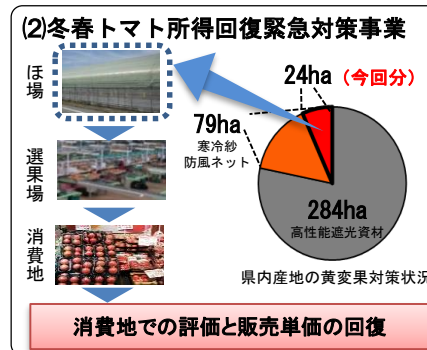
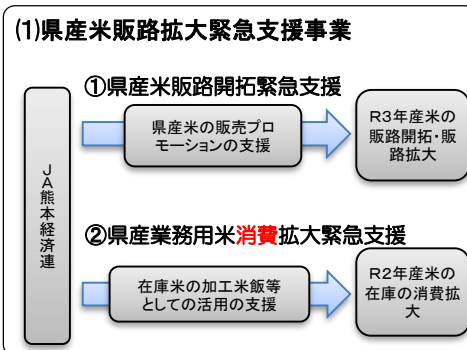
○ 事業期間：令和3年度



高性能遮光資材の導入

更なる果実温度の低下

黄変果の発生抑制



# ○ 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和3年度補正予算額 31,000百万円】

## <対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等**を支援します。

## <事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**  
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備**、拠点事業者と連携する産地が行う**生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**  
果樹、野菜、花き、茶について、**需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

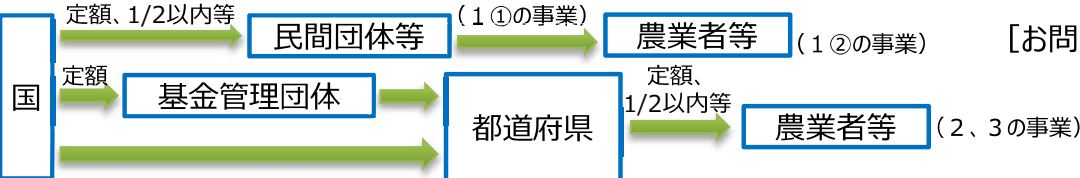
### 2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

### 3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**  
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**  
全国的な土づくりの展開を図るため、**家畜排せつ物由来堆肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

## <事業の流れ>



## 農業の国際競争力の強化

### 輸出等の新市場の獲得

### 産地の収益性の向上

#### 新たな生産・供給体制

農業者と協業する輸出事業者等による貯蔵・加工等の拠点整備、産地の生産・出荷体制の整備

輸出拡大や国内需要の変化に対応した高い労働生産性や、需要に応じた品質の安定生産が実現可能な産地づくりを支援



拠点事業者の貯蔵・加工施設

果樹・茶の改植や新樹形導入

#### 収益力強化への計画的な取組



農業機械のリース導入・取得



生産資材の導入



ヒートポンプ等のリース導入・取得



施設整備

- 優先枠の設定
- ・スマート農業推進枠【20億円】
  - ・施設園芸エネルギー転換枠【10億円】
  - ・持続的畑作確立枠【6億円】

- 優先枠の設定
- ・中山間地域の体制整備【40億円】
  - ・農産物輸出に向けた体制整備【10億円】



継承ハウス、園地の再整備・改修

### 生産基盤の強化



家畜排せつ物由来堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】

- (1①、2の事業)
- (1②、3①の事業)
- (1②の事業)
- (3②の事業)

- 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- 園芸作物課 (03-6744-2113)
- 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
- 農業環境対策課 (03-3593-6495)

# 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠について (収益性向上対策(生産支援事業)の特別枠)

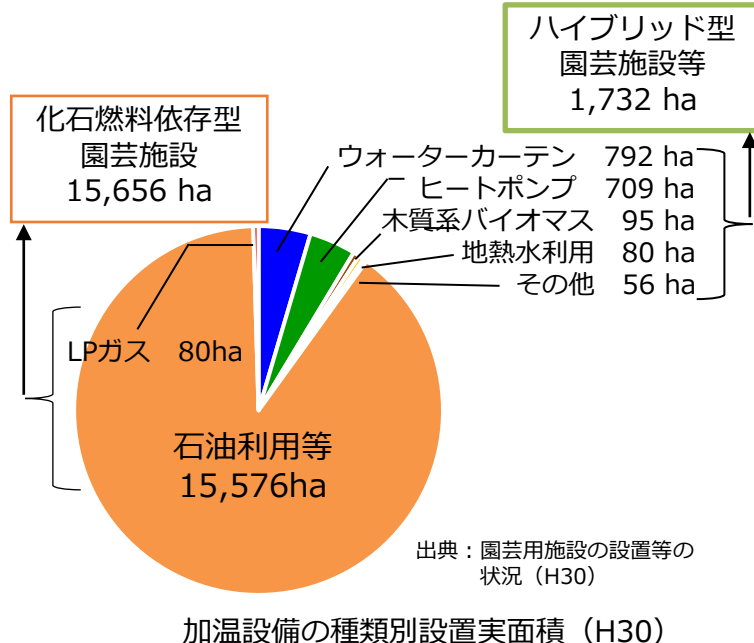
※予算成立前であるため、内容については変更の可能性があります

## 1. 施設園芸エネルギー転換枠の事業趣旨

・現状、施設園芸の導入加温設備の多くは重油ボイラー(約9割)であり、燃油価格の影響を大きく受ける経営となっている。



省エネ化と経営の安定化を図るため、加温設備を有する施設園芸産地を対象に、新たに「施設園芸エネルギー転換枠」(10億円)を設けて、枠の範囲内で、ヒートポンプ等の省エネ機器や内部設備の導入又はリース導入を支援する。



## 2. 具体的な支援内容

### (1) 支援の内容

産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)において以下のいずれかの成果目標を設定した場合、重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機を有するパイプハウス等へのヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機(以下「省エネ機器」という)及び循環扇等の内部設備の導入及びリース導入を支援する。

- ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大
- ② 燃油使用量の15%以上の低減

基金事業における配分基準についても、「取組主体事業計画の目標値」について当該枠では燃油使用量の低減目標を選択できるよう追加。

### (2) 交付対象経費

産地パワーアップ計画における対象作物は施設園芸品目とし、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器等の導入及びリース導入に要する経費とする。ただし、省エネ機器の導入又はリース導入を必須とし、内部設備のみの導入は不可とする。

### (3) その他留意事項

当該特別枠は施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入する者を助成対象とする。そのほか、支援対象や面積要件等については産地生産基盤パワーアップ事業の基本的な考え方と同様。



Q A を裏面に整理

## 3. Q & A

### (問1) 施設園芸エネルギー転換枠ではどのような取組が支援対象となるのか。

- 1 現状、施設園芸の導入加温設備の多くは重油ボイラーであり、燃油価格の影響を大きく受ける経営となっている。省エネ化と経営の安定化を図るため、加温設備を有する施設園芸産地を対象に、新たに「施設園芸エネルギー転換枠」を設けて、枠の範囲内で、ヒートポンプ等の省エネ機器や内部設備の導入（又はリース導入）を支援する。（既存の収益性向上対策でも省エネ機器の導入は可能であったが、施設園芸のエネルギー転換を主眼とした産地パワーアップ計画を策定できるものとして、R3補正から新たに当該枠を設ける。）
- 2 なお、当該枠は基金事業であるため、整備事業で対象とならないパイプハウス等への省エネ機器等の導入を支援対象とし、整備事業の対象となる耐候性ハウス等への導入は支援対象外である。また、省エネ機器の設置費は支援対象とならない。（耐候性ハウス等への省エネ機器の導入は整備事業又は強農（通常枠又はみどり枠）を活用されたい。）
- 3 また、当該枠はエネルギー転換を推進する特別枠であるため、化石燃料を使用する加温設備（重油ボイラー等）を有さないハウスは支援対象外である（たとえば、重油ボイラーのないパイプハウスに当該枠を利用してヒートポンプを導入する取組は支援対象とならない。）。省エネ機器の単純な更新や内部設備のみの導入についても対象外とする。

### (問2) 既存の産地パワーアップ計画がある場合、どのように計画を立てればよいのか。

- 1 施設園芸エネルギー転換枠は、まさに施設園芸のエネルギー転換を図ることを目的とした枠であり、既存の計画と趣旨が異なることから、既存の産地パワーアップ計画と別に新たに産地パワーアップ計画を立てることができるものとする。
- 2 ただし、過去に取組主体事業計画の取組目標が未達成で、改善計画を出している取組主体の場合、原則、新たな産地パワーアップ計画に参加できないので、留意いただきたい。

### (問3) 成果目標の考え方がいかに。

- 1 成果目標として以下のいずれかの目標を設定することとしている。
  - ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大
  - ② 燃油使用量の15%以上の低減
- 2 具体的には、成果目標①は、産地における全体の加温栽培面積のうち、省エネ機器を導入した加温栽培面積を目標年度までに産地全体の50%以上とすることを指す。
- 3 成果目標②は、省エネ機器等の導入により、産地における燃油使用量（購入量）を目標年度までに15%以上低減することを指す。

※ 産地の取り方は産パ事業（収益性向上対策）と同様に、一定のまとまりを持って農業生産が行われる農地のほか、同じ品目で広域的に連携する場合等も含まれるものとする。